

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
※地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出してください。
※指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
11/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝（開田を除く）、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村
7	月	十市（南部）、天行寺、成合
8	火	稲生
9	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
10	木	稲吉、西窪、新川、東崎（西部）
11	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
12	土	篠原、明見
14	月	下啗内、物部、久枝（開田）
15	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
16	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
17	木	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
18	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区（たちばな改良住宅・小籠住宅を含む）
19	土	祈年（たちばな改良住宅を除く）、東崎（東部）、駅前町
21	月	野田（西野田町1丁目を除く）、天行寺
22	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を除く）
23	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
24	木	久礼田、植田
25	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
26	土	十市（北部）、緑ヶ丘
28	月	国分、比江、左右山、岩村
12/1	木	久枝（開田を除く）、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市（南部）、天行寺、成合

※黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集（新聞紙・雑誌・紙パック・古着）

と き	地 区
11月7日・21日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
11月1日・15日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
11月2日・16日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
11月14日・28日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
11月8日・22日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ北)、岩村、下啗内
11月9日・23日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
12月5日・19日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
11/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
5	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
7	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
8	火	東崎（東部）、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
9	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
10	木	立田、田村
11	金	後免町、野田
12	土	陣山、三畠、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
14	月	十市（南部）
15	火	領石、植野、久礼田、植田
16	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
17	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
18	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
19	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
21	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
22	火	久枝（開田を除く）、下島、前浜
23	水	稲生
24	木	十市（北部）、緑ヶ丘、岩村
25	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
26	土	国分、比江、左右山、北小籠
28	月	下啗内、物部、久枝（開田）
12/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
2	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）

※空き缶（飲料）と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
11月7日・21日 (第1・3月曜日)	天行寺
11月3日・17日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
11月4日・18日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
11月5日・19日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
11月10日・24日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
11月11日・25日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三畠、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ﾊﾞｲﾊﾟｽ北)、岩村、下啗内
11月12日・26日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
12月1日・15日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)

消したはず 決めつけないでもう一度

平成23年秋季全国火災予防運動

11月9日(水)から15日(火)まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

近年の建物火災による死者の約9割は住宅火災によるものです。また、高齢者層の火災における死者数は、若年層に比べて格段に多く、逃げ遅れによることが原因となっています。高齢者などの逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置するなど、一人一人が細心の注意を払い、住宅火災の発生を防止しましょう。

また、山火事は延焼しやすく消火困難な火災であり、一瞬のうちに貴重な森林を焼失させます。山火事発生の原因は、たばこの投げ捨て、たき火、火入れの不始末など人が関与したものがほとんどです。一人一人の心がけで山火事を防ぎましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント
(3つの習慣・4つの対策)

3つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

○寝具や、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

○高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

※お問い合わせは、消防本部予防課予防係（☎863-3511）まで

知って得する国民年金

社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書が発行されます

年金受給者の皆さん
「扶養親族等申告書」は
期限までに提出しましょう！

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています（障害年金と遺族年金は非課税です）。

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、12月の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますので、注意してください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

年金額が108万円（65歳以上の方は158万円）未満の方には、非課税のため「扶養親族等申告書」は送付されません。

※お問い合わせは

南国年金事務所（☎864-1111）まで